

- 1 いじめを行ってはならない。また、友達が嫌がる言動はいじめにつながる可能性が大きいことから行
 ってはならない。自分では気づかない場合であっても、指摘を受けた場合は直ちにやめなくてはならな
 い。

2 欠席・連絡について

病気やその他の理由で、欠席、遅刻、早退をするときは、保護者がその理由を担任に必ず連絡（マチコ
 ミ、電話、連絡帳等）する。9時10分以降の登校は遅刻とする。また、14時30分以前の下校は早退と
 する。

ただし、降雪、冠水、交通事情等の場合はこの限りではない。

3 身だしなみについて

- ・服装等に関する規程をもとに、場面に応じた身だしなみを心がける。
- ・一般的に衣替えは夏季が6月から、冬季が10月からだが、ジャケット（ブレザー）の着脱については
 体調管理を優先し、気温に応じて柔軟に対応する。
 （近年、初夏の気温上昇が著しく、5月に熱中症が発生しています。十分な注意が必要です。）
- ・指輪・ネックレス・つけ爪・ピアス等の装飾品は身に付けない。~~ピアスの穴をあけない。~~
 （学習上、必要のないものです。また、友達や自分自身がけがをする可能性があります。ピアスの穴
 については、インターンシップ先や将来の進路先の印象によっては受け入れが難しくなる可能性
 があります。）
- ・身だしなみの範囲を逸脱するような化粧、マニキュアはしない。身だしなみの範囲とは部分的な肌荒れ
 等をカバーすることや、爪を磨き透明なマニキュアを塗るなど自然な色合いとする。家庭での指導、監督
 の下で行うこととし、登下校時や校内では行わない。授業等に影響がある場合は中止する。
 （必要がある場合は、学校と家庭で連絡を取り合って実施することが基本です。）
- ・頭髪については、威圧感や不信感、不快感を与えないよう心がける。特に髪の脱色や染色、パーマ等
 は、インターンシップ先や将来の進路先の印象によっては受け入れが難しくなる可能性がある。
 （身だしなみは相手に与える印象が大切です。将来の進路選択の中でも特に一般企業への就労に関し
 ては仕事ぶりや態度だけでなく、身だしなみも重要な要素の一つです。頭髪について担任の先生から
 アドバイスがあった場合は、周囲からどのように見られているのか冷静に考えてみましょう。）

4 所持品・貴重品について

- ・所持品には必ず記名する。
- ・学習上、必要でない物や高価な物は、校内に持ち込まない。個別に事情があり、持ち込みが必要な場合

は担任に相談する。なお、刃物（ハサミやカッターなど）の持ち込みは禁止する。

（全国的に刃物による事故や事件が相次いでいます。学校は安心・安全な場でなくてはなりません。）

- ・飲み物は、水筒やペットボトルなど、中身を密閉できるもので持参する。中身は自由だが、健康やマナーに注意する。また、農場も含めた学校の敷地内では、水筒以外の容器については周囲から見えないようにカバーを装着する。

（小学部や中学部では水筒以外の持ち込みが禁止されています。高等部生が周囲から見える状態でペットボトル飲料を飲むことで、それを見た児童生徒が混乱することが懸念されます。このきまりが守れない場合は、高等部もペットボトル飲料の持ち込みが禁止になることが予想されます。）

- ・必要以上の金銭は持たない。

（路線バス等に乗遅れた場合や下校時の買い物等に必要な金銭は持参してください。金銭は貴重品です。ので、しっかりと管理しましょう。）

- ・金銭や物の貸し借り、物品の売買はしない。

- ・スマートフォン等を所持する場合は、本校の「スマートフォン等の所持・使用規則」を守り、「スマートフォン等所持・使用届」を提出する。

- ・登校後の貴重品の扱いについては次のとおりとする。

①入学後、自分のロッカーで保管するか、職員室に預けるか選択する。

②登校後、電源を切り、自分で保管する生徒はロッカーで鍵を閉めて管理する。職員室に貴重品を預ける生徒は担任に渡す。

③下校時、職員室に預けている生徒については、担任から貴重品を受け取る。

④ロッカーは自分で鍵を開け閉めして、校内では自分で管理する。下校時は、鍵を指定された場所に保管する。

⑤鍵を紛失した場合は、実費（1,500円程度）負担とする。

5 通学について

- ・通学方法についての届け出を出す。（スクールバス利用による通学届、保護者送迎による通学届）

- ・自力通学、自主通学については、担任に申し出、本校所定の手続きに従い、許可を得る。

- ・通学中及び校外に出る場合は、必ず身分証明書（児童証・生徒証）を所持する。

6 原動機付自転車・普通自動車免許取得について

免許取得について担任と相談して申請することができる。

7 アルバイトについて

ほんにん ほごしゃ きぼう じょうけん み じっし
本人、保護者の希望があり条件を満たしていれば実施することができる。

8 その他

せいとしどう もんだい お ばあい こべつ たいおう
生徒指導にかかわる問題が起こった場合は、個別に対応する。